

## ★政府が平成24年度税制改正大綱を発表

12月10日（土）に平成24年度税制改正大綱が閣議決定され、政府から発表されました。平成23年度税制改正については、衆参ねじれ国会の影響等から相続税・贈与税の基礎控除・税率等の抜本的見直し等一部項目については法案から削除される等、税制にとっては異例づくめの一年でした。今回の大綱では大幅な改正をうたったものはなく、小幅な改正内容となっています。また、昨年度改正法案に掲げられた相続税の改正等については、「社会保障と税の一体改革」で検討されることになりました。今回は税制改正大綱で発表された内容のうち、個人関連項目を取り急ぎご案内します。なお、速報版のため内容に不十分な点がありますが予めご承知置き下さい。税制改正法案は年明け国会提出の見込みです。なお年内は本号が最終号となります。この1年間大変お世話になりました。（長掛栄一、池田佳代子、若林茂）

### ◎平成24年度税制改正大綱に掲げられた個人関連の主な税制改正項目

税目	項目	内容	時期等																					
相続税 ・贈与税	直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置	取得する住宅用家屋により非課税限度額を設定の上、平成26年分までの贈与について適用。 また、適用対象となる住宅用家屋の床面積を240㎡以下に限定（東日本大震災の被災者を除く）。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td colspan="2">省エネルギー性・耐震性を備えた家屋</td> <td colspan="2">左記以外の家屋</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東日本大震災の被災者</td> <td>左記以外の者</td> <td>東日本大震災の被災者</td> <td>左記以外の者</td> </tr> <tr> <td>平成24年</td> <td rowspan="3">1,500万円</td> <td>1,500万円</td> <td rowspan="3">1,000万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>1,200万円</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>平成26年</td> <td>1,000万円</td> <td>500万円</td> </tr> </table>		省エネルギー性・耐震性を備えた家屋		左記以外の家屋			東日本大震災の被災者	左記以外の者	東日本大震災の被災者	左記以外の者	平成24年	1,500万円	1,500万円	1,000万円	1,000万円	平成25年	1,200万円	700万円	平成26年	1,000万円	500万円	平成24年1月1日以後の贈与により取得する財産について適用
		省エネルギー性・耐震性を備えた家屋		左記以外の家屋																				
		東日本大震災の被災者	左記以外の者	東日本大震災の被災者	左記以外の者																			
	平成24年	1,500万円	1,500万円	1,000万円	1,000万円																			
	平成25年		1,200万円		700万円																			
平成26年	1,000万円		500万円																					
住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例	適用期限を平成26年12月31日まで3年間延長																							
相続税の連帯納付義務	相続税の連帯納付義務について、次の場合には連帯納付義務を解除。 ①申告期限等から5年を経過した場合（一部例外あり） ②納税義務者が延納又は納税猶予の適用を受けた場合		平成24年4月1日以後に申告期限等が到来するものについて適用																					
相続税・贈与税の延納手続	災害その他のやむを得ない事情が生じた場合には、納税者の準備期間又は税務署の審査期間に国税通則法11条の規定により申告期限等が延長された期間等を加算。		平成24年4月1日以後相続開始の相続、贈与に適用																					
国外財産調書制度の創設	①国外財産調書の提出（不提出・虚偽記載は罰則規定あり） ・その年の12月31日において価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する居住者は、当該財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書（国外財産調書）を、翌年3月15日までに、税務署長に提出 ・国外財産調書に記載した国外財産については、財産債務明細書への内容記載は不要 ②加算税の特例 ・国外財産調書に記載のあった国外財産について、所得税、相続税について申告漏れ等があった場合の加算税（重加算税除く）については、加算税を一部控除 ・国外財産調書の提出がなかった場合に国外財産に係る所得税について申告漏れがあった場合には、加算税を加算		平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用 （罰則規定は平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に適用）																					

税目	項目	内容	時期等
所得税 ・住民税	給与所得控除の見直し (平成23年度改正の 積み残し項目)	給与等の収入金額が1,500万円を超える場合、245万円を給与所得控除額の上限とする。	平成25年分以後の所得税、平成26年度分以後の個人住民税に適用
	特定支出控除の拡充 (平成23年度改正の 積み残し項目)	① 特定支出の範囲を拡大し、(a)職務の遂行に直接必要な資格取得費、(b)図書費・被服費等の勤務必要経費を追加。 (勤務必要経費は65万円を限度) ② 適用判定の基準となる控除額を給与所得控除額の2分の1とし、実額控除の機会を拡大。	
	退職所得課税の見直し (平成23年度改正の 積み残し項目)	勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1に課税する措置を廃止。	平成25年分以後の所得税、住民税について適用
	居住用財産を譲渡した場合の各種特例	次の特例については、適用期限を2年延長。 ・特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例 譲渡資産の譲渡対価の上限を2億円→1.5億円に ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除 ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除	平成25年12月31日まで
	特定事業用資産の買換え特例(個人9号、法人9号買換え)	買換え資産の範囲を一部見直しの上、適用期限を3年延長。 ★土地等 事務所等の一定の建築物等の敷地の用に供されているもののうちその面積が300㎡以上のものに限定	平成26年12月31日まで
その他	固定資産税の特例	次の特例の適用期限を2年延長 ・認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置 ・新築住宅に係る固定資産税の減額措置	平成26年3月31日まで
	不動産取得税の特例	①次の特例の適用期限を3年延長 ・宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例 ・住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率(4%)を3%とする特例措置 ②次の特例の適用期限を2年延長 ・新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日の特例措置 ・新築住宅特例適用住宅土地に係る不動産取得税の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置	①平成27年3月31日まで ②平成26年3月31日まで

### ◎社会保障と税の一体改革で検討されることになった平成23年度税制改正法案の項目

税目	項目	平成23年度税制改正法案の内容
相続税 ・贈与税	相続税の基礎控除額	相続税の基礎控除額の引下げ。 (現行) 5,000万円+1,000万円×法定相続人の数 →(改正) 3,000万円+600万円×法定相続人の数
	相続税の税率構造	・相続税の最高税率を現行の50%から55%に引上げ。 ・税率区分を現行の6段階から8段階に細分化。
	贈与税の税率構造	①20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る税率を緩和。 ②①以外の贈与財産に係る贈与税については、相続税の最高税率の引上げにあわせ引上げ(最高税率55%)。
所得税 ・住民税	給与所得控除の 上限規定	2,000万円を超える高額報酬役員については、更に段階的に控除額を圧縮(最低125万円)。